

熱中症にご注意ください

これからの季節は気温や湿度の上昇に伴い、全国的に熱中症および熱中症の疑いによる救急搬送患者数が増加します。

しかし、適切な予防法を知っていただければ熱中症を防ぐことができます。正しい知識をもって、予防や対策を講じましょう。

▼適度に休憩し、喉が渇く前に水分を補給する(たくさん汗をかいたときは塩分も補給する)

▼日ごろから栄養バランスの良い食事と体力づくりをする

▼屋外で距離が十分取れる(2層以上)ときはマスクを外す

■その症状、熱中症かも

次の症状があったら熱中症を疑いましょう。

①軽度 めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、気分が悪くなる

②中度 頭痛、吐き気、体がだるい、ぐったりする

③重度 意識がない、けいれん、体が熱い

■熱中症を予防するためには

▼炎天下や高温多湿の場合の作業や運動は避け、エアコンなどで温度を調節する

▼涼しい場所へ移動する(エアコンや扇風機などの風をあてる)

▼保冷剤などで冷やす(首の周り、脇の下、足の付け根など太い血管の部分)

▼水分や塩分、経口補水液などを補給する

■こんな時は

医療機関の受診や救急車の要請を!

症状が改善しない場合はすぐに医療機関を受診してください。

自力で医療機関に行けない場合や重度の症状(意識障害、けいれんなど)が現れたら、すぐに救急車を要請してください。

熱中症警戒アラートは、当日の夕方または翌日の早朝の暑さ指数が33以上になることが予測される場合に都道府県単位で発表されます。

発表された際には、熱中症の危険性が極めて高くなると予測されるため、普段以上に熱中症予防対策を徹底することが求められます。



熱中症警戒アラートの情報は環境省のホームページ、または環境省LINE公式アカウント(次のQRコードからアクセス可)から入手できます。

消防防署(☎981・0399)、健康推進課(☎983・1117)

火災が多発しています

今年の1月～5月末に12件の火災が発生し、昨年の同時期と比較すると、4倍に増加しています。そのうち、建物火災は10件で死者も出ています。

命と財産を守るため、ご家庭では火の元や火の取り扱いに十分注意してください。また、住宅用火災警報器が正常に作動するか定期的に点検するなど、防火への一層の取り組みをお願いします。



消防本部予防課(☎981・0304)

子育て世帯生活支援特別給付金

■対象者

区分	対象	申請
ひとり親世帯分	① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要
	② 公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(未申請の人を含む) ※児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回っている人に限る。	要
	③ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	要
ひとり親以外の世帯分	④ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人	不要(※)
	⑤ 令和4年5月～令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の新規認定者等で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人	不要(※)
	⑥ 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がいのある児童の場合は20歳未満)を養育する父母等(④、⑤以外)で、令和4年度住民税(均等割)が非課税、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人	要

※公務員の人(児童手当受給者)または、令和4年6月以降に修正申告等により令和4年度住民税(均等割)が非課税になった人は申請が必要です。

◆ひとり親世帯分、ひとり親以外の世帯分の併給不可。

子育て支援課(☎983-1112)

雨水貯留施設(雨水タンク)設置助成金について

雨水の流出抑制や庭木への散水、非常用の生活用水などへの有効活用により、雨水タンクを設置する人に助成金を交付します。



▼対象 市内の建物に、新たに雨水タンクを設置する建物所有者・占有者(所有者の同意を得た人に限る)

▼対象 雨水タンクを設置する建物として売買する場合も含む(1)の用に供する物ではないこと

③タンクは1建築物につき2基以内で、1基あたり100リットル以上であること

④助成金額 タンク本体と付属品(架台等)、購入に要する費用(送料含む)の4分の3相当額(税込みで上限4万5千円(千円未満は切り捨て))

⑤設置工事費、その他諸費用は対象外です。

※設置工事費、その他諸費用は対象外です。

⑥新たに設置される物であること(申請前の設置は対象外)

⑦展示または売買(建築物と)

下水道課(☎983・5459)

開かれた市政の推進 令和3年度の 情報公開等請求357件

令和3年度八幡市情報公開・個人情報保護制度の運用状況

決定の内訳	件数		
	公文書	自己情報	計
開示	285	0	285
部分開示	47	6	53
非開示	8	0	8
取下げ	11	0	11
却下	0	0	0
合計(取下げ含む)	351	6	357

市民の皆さんの「知る権利」を保障した「八幡市情報公開条例」と、自己に関する情報を自ら実効的にコントロールする権利を保障した「八幡市個人情報保護条例」に基づき、公正で公平な透明性の高い開かれた市政の推進に取り組んでいます。

令和3年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

▶情報公開制度等の運用状況

情報公開条例および個人情報保護条例に基づく請求件数は表のとおりです。

主な請求内容は、公共工事関係書類、市加入損害保険関係書類のほか、印鑑登録証・戸籍謄抄本等交付請求書に関する書類などです。

市保有の個人情報

市が保有する個人情報ファイルは、令和4年3月末現在1,089件です。

個人情報の収集方法、収集場所、収集項目などをまとめた個人情報取扱事務一覧表を市役所2階の閲覧コーナーに配架しています。閲覧コーナーには、市議会の会議録や議案書、予算・決算書、計画書

・統計書、文書目録なども展示。コピー機(1枚10円)も設置しています。

▶開示請求の方法

請求には「公文書開示請求書」または「自己情報開示等請求書」の提出が必要です。

なお、自己情報開示等の請求は、本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

※個人情報の取扱事業者は、情報の取り扱いルールを守りましょう。

市民協働推進課(☎983-3892)